



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*29 職員に対する児童手当の支給等の事務に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1

規 則

和歌山県規則第29号

職員に対する児童手当の支給等の事務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員に対する児童手当の支給等の事務に関する規則の一部を改正する規則

職員に対する児童手当の支給等の事務に関する規則 (昭和46年和歌山県規則第98号) の一部を次のように改正する。

第1条中「および」を「及び」に改める。

第2条中「および第3号に規定する者ならびに」を「、第2号の2から第4号まで及び第5号に掲げる者並びに」に、「および第2条」を「及び第2条」に改める。

第3条中「および」を「及び」に改める。

第4条中「および」を「及び」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

(報告)

第5条 前条の規定により職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の委任を受けた者は、省令第14条の規定による報告書を知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(支払日)

第6条 児童手当は、法第8条第4項に規定する支払期月の10日に支払う。ただし、その日が和歌山県の休日を定める条例 (平成元年和歌山県条例第39号) に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。) に当たるときは、その日前においてその日に最も近い県の休日でない日に支払う。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。